

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

前回に引き続き、健康保険法の改正案ということなのですが、その前に一点、ちよつと新聞報道等、記者発表があった介護保険の支払基金の話を確認させていただきたいと思えます。

介護保険の第二号被保険者の介護保険料の算定の誤りがあった、健保組合と共済組合で誤りがあって、徴収額が二百億不足する事態が起こっているということでありまして、これはきのうですか、厚生労働委員会の理事懇談会で資料を提出いただいております。

まず、やはり問題となるのが、この参考値を、どうして計算の算定誤りをしたのかということ。そして、支払基金から一報が厚生労働省にあったのが一月二十三日。ただ、その一月二十三日に厚生労働省の担当者がそれを知ったけれども、結局、確定値が出るまではいいんだということで、二カ月

以上ほってしまったというようにことで、ここには非常に私は問題があるんじゃないかなというふうに思っています。

ここについて、まず、この事態をどのように受けとめているのか。そして、私はちよつと、やはり厚生労働省の中で二カ月放置したというのは、これは遅いんじゃないかというふうに思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 まず全体の制度から申し上げたいと思います。

健保組合などは、毎年度、支払基金が設定する係数に基づいて、介護納付金額とそれに応じた介護保険料率を予算で決定しております。そして、この係数については、医療保険者の予算編成に間に合わせるために、年度末に告示で示す係数の確定値とは別に、年末に係数の参考値を提示しております。こうした流れの中で、昨年末に支払基金が設定した係数の参考値に誤りがあって、健保組合が組んだ予算の中で想定している水準より介護納付金が上回ることになった、こういうことでもあります。

コンパクトに言いますと、こういう事態を招いたことは私は極めて遺憾であります。

今回の事案の過程で特に節目となるのが、昨年末における支払基金の誤った参考値の設定と、支払基金から厚生労働省への誤りの一報があった一月二十三日であります。それぞれについて問題点があると考えております。

一つは、昨年末の参考値に関しては、支払基金においてはダブルチェック体制をしき、それを実

施していたが、十分に機能せずに誤りを見つけることができなかった。

そして、参考値の算出については、二〇一七年度の介護納付金の確定に用いる被保険者について、誤って二〇一九年度の被保険者数を用いているというところに気がついたのが一月二十二日であった。そして、一月二十三日の支払基金の一報に関しては、しかるべきレベル及び方法で報告されずに、担当者の電話により行われた。また、それを受けた厚生労働省の担当者は、その情報を課内や局内で共有せずに、上司もこうした実務を担当者任せにしていた。その結果、厚生労働省として、実は、その時点で参考値を修正して周知を図るべきだったと私は思いますが、医療保険者に示す段取りをとることができなかった。実は、こういう経緯であります。

ですから、私は、このような事態を招いたことは極めて遺憾で、これからも、私も厳正に注意をしましたけれども、こういう事務手続的なものをきちんきちんとやれるように対応していきたいと思えます。

○尾辻委員 二カ月間何の対応もしなかったということは、私は非常に問題だと思っているんですね。

二カ月なぜほっておいたのかということについて、明確にお答えをいただきたいと思えます。

○大島政府参考人 一月二十三日に、支払基金から、係長から厚生労働省の係長に誤りがあるという連絡があったわけでございますが、それにつきまして、しかるべきレベルあるいは方法で報告さ

れずに、担当者からの電話により行われました。また、それを受けた厚労省の担当係長は、その情報を課内あるいは局内で共有せずに、その結果、参考値を修正し直すという段取りをとることができなかつたわけですが、その背景には、支払基金、厚労省の双方の担当者とも、係数が今回約二千円上がるということになつたわけなんです。その二千円の変更の保険料率等への影響度がどうかということを十分認識せず、そのために上司や幹部に情報が上がらなかつたという経緯でございます。

○尾辻委員 認識ができなかつたということは非常に問題だと思えますし、ここ最近、毎月勤労統計でもそうですけれども、担当者レベルは知っているけれども、それを上司に相談しないという事例が立て続けに起こっている、同じ構図じゃないかなというふうに思うんですね。

なので、間違いが見つかつた時点で、しっかりと上司とか上の人たちと相談をして改善をしないと、自分がいわば言うことによつて今まで予定調和でやっていたものが壊れることに対するおそれの方が多くなっているんじゃないかというような気がしてなりません。

ちなみに、大臣は、このことはいつお知りになつたんでしょうか。

○根本国務大臣 委員がおっしゃるとおりだと私は思いますよ、担当者の対応はですね。

そして、三月中旬、私がこの報告を、こういう計算ミスが生じておつて、支障がないように対応していくという報告を受けたのは、三月十九日です。

あります。

○尾辻委員 何か、三月十九日、結局やはり二カ月間、大臣も知らないままにこれが放置されて二百億円徴収額が不足するという事態を招いたというのは、これは遅過ぎると思います。ちよつときようはあれですので、このことを指摘しておきたいと思えます。

今後どうされるのかということについてもお聞かせください。

○大島政府参考人 今回不足する二百億でございますが、まず市町村にとりましては、二・九兆円の交付金を、介護納付金をもとに交付を受けるわけでございますが、支払基金から二・九兆円の交付が参ります。二百億、仮に支払基金の収入が、納付金が減つたとしましても、支払基金の中には二〇一八年度決算のために積み立てていっている剰余金約一千七百億円の見込みがございます。その活用ができますことから、市町村の交付金は確実に交付されます。このため、介護保険財政への影響はございません。

一方、医療保険者、健保組合等につきましては、今大体、本人、事業主それぞれ、月平均三千二十七円の保険料相当額でこの納付金が賄われていますが、今回の二百億円は、平均すれば約五十五円分の月額保険料の不足になると考えられます。

これは、健保組合によりまして、その分は通常の前算の中で対応できる場所もございますし、そうでないところもございます。そうでないところは、そのための方策としまして、一つは予備費や準備金を活用していただけたということ、二つ

目に、介護保険法に基づく納付猶予という規定がございます。それを活用することができるといふことにいたします。この組合せも可能でございます。

したがいまして、いづれにしましても、今年度の保険料水準に影響を及ぼさずに済むことになつておりまして、よく健保組合等と相談しながら、円滑に今年度の予算を執行していけるように、十分な丁寧な相談に努めてまいりたいと考えております。

○尾辻委員 いろいろ剰余金とか予備費、準備金を活用することなんですかけれども、ただ、例えば準備金というのはもともと今後への備えが目的で、法定額が決まっているものですよね。例えば、これを取り崩したら、法定額を下回つたりとかそういうケースも想定されると思うんですけれども、その辺はどうされるんでしょう。

○大島政府参考人 御指摘のように、介護保険は一カ月分の法定の準備金を持つようになつていきます。それを超える分は取崩しは可能です。そこは問題ございません。そこにつきましては、一つは政令を変えてその基準を緩めるかどうかという検討はございますが、仮に現行のままとした場合には、先ほど申し上げました納付猶予の規定、介護保険法に基づいて納付を一年間猶予する規定がございます。これを活用していただくということを中心に考えているところでございます。

○尾辻委員 人間なので、ミスはどこかで起こるものだと思います。ただ、そのエラーが、このようにずっと対応がうまくいってしまうことはや

はり起こってはならないことだと思えますので、この辺、厚生労働省として、何か法令上違っているものに対して自分から言うことができないうようなことが立て続けに起こっているんだということをしっかりと認識していただきたいと思えます。

では、健康保険法改正の方に行きますけれども、国民年金や被用者保険の被扶養認定に国内居住要件がつくことは、やはり今回の改正法で非常に私には問題だと思っています。

やはりこれは内外無差別原則に反することだと思わなければならない、まずはこれはいつからこのように国内居住要件がつくというのを適用するのか。そして、もう一つ確認しますけれども、ということ、今まで被用者保険で被扶養になっていた人が、この居住要件がつくことで外れる人がいるということ、よろしいでしょうか。

○樽見政府参考人 お答え申し上げます。

国内居住要件の見直しにつきましては、来年の四月一日に施行するというところになっております。

それから、まさにその要件が変わりますので、これによって被扶養者から外れる方が出るということになります。

この国内居住要件は、ただ一方で、一部例外とすることを設けるといってしておりますので、こうした詳細の扱いについては、この法律の成立後に省令に規定した上で、その解釈を通知をすることにしたというふうに考えているところがございますので、被扶養者から外れるということが

想定される方がなるべく早期に状況を把握して見込みが立てられるように、省令改正や通知の発出に、法律を通していただきましたならば、できるだけ速やかに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 対象者が一体何人ぐらいになるのかということ、どのぐらいの人数がこれによって外れる見込みとなるのか、その辺の数値はお持ちなんでしょうか。これは大臣に聞くというふうに最初に通告させていただいているんですが。

○樽見政府参考人 恐縮でございます。数字でございまして、私の方から。

現行の健康保険制度では、国籍あるいは居住地を問わずに、適用事業所に雇われている方を被保険者とする、その方に扶養されている家族を被扶養者とするという仕組みでございます。ですので、健康保険の保険者、健保組合とか協会けんぽ、保険者の側では、居住地ということでの正確なデータを把握しておらないということになっております。

そういう意味で、今回の改正によって被扶養者から除外されることになる人数ということについては、正確なデータは把握しておりません。

○尾辻委員 正確なデータがない、何人外れるかわからない、なのになんかこういことをするというのはおかしくないですか。

こうやって、なぜこういうことをするのかということなんですけれども、それも来年の四月一日からですから、今まで被扶養にできていた人がいきなり外れるわけですね。という不利益がある

のに、じゃ、その人が何人ぐらいいるかわからないということ、こういう法改正をするということに、まず私はすごく問題があると思えます。

せめて人数ぐらい把握して、これぐらいの人に影響があるんです、それでそこをやるというのならわかりますけれども、何人ぐらいいるかわからない、なのに要件をつけさせていただきますというのは、これはおかしいんじゃないですか。

次は必ず大臣が答えてください、質問通告も大臣にしていますので。

これが結局、じゃ、どういう結果を及ぼすのかということなんですけれども、繰り返しいろいろな方も質問されていますけれども、基本的に、例えば技能実習や特定技能の方は家族帯同が認められていませんよね。ということは、基本的に技能実習生や特定技能の方々は家族を被扶養にできないということに、結果的になるということ、いいですか。

○根本国務大臣 今回の制度では、技能実習生や特定技能一号に帯同できずに現地に残した家族は、日本に生活の基礎があるとは認められないため、国内居住要件の例外として位置づけることは考えておりません。

○尾辻委員 技能実習と特定技能の方々は家族帯同ができないですよ。なので、基本的に家族を被扶養にできないということに、家族が海外に居住していますからね、ということ、外れるというのでいいですかと聞いています。

○根本国務大臣 私、今答えましたが、そこは対象となりません。

○尾辻委員 そういふことになると、同じ保険料を払っているのに、この方々は、特定技能や技能実習の家族の方は除外されるんですよ。これは内外無差別原則に反しませんか。そして、なぜ今これをやる必要があるんですか。

○根本国務大臣 今回の国内居住要件の導入の考え方ですが、健康保険制度の基本的な考え方としては、国内居住者が国内の保険医療機関を受診した場合に保険給付を行うことが原則であります。一方で、海外駐在者や海外旅行者の増加など、社会環境の変化を受けて、これまでも海外療養費制度の導入など必要な対応を実施してまいりました。しかしながら、今回、更にグローバル化が進展する中で、例えば、日本に生活の基礎がなくて国内の医療機関を受診する蓋然性が低い方まで被扶養者として健康保険の対象になるといった、これまで想定していなかった事例が生じております。また、健康保険制度の運営においては保険者による適正な認定事務が重要ですが、諸外国における各種証明書類の発行状況、物価の違いに鑑みると、身分関係や生計維持関係について正確に認定することが実務上困難を伴っております。

こういふことで、健康保険制度の基本的な考えに立ち返って、海外の医療機関を受診した場合の給付は例外であることを徹底する観点や、適正な認定事務を確保する観点から、諸外国との制度比較を行った上で、被扶養者について原則として国内居住要件を設けることとしたものであります。これが基本的な考え方であります。

○尾辻委員 内外無差別原則にこれは反する行為

だと思えますよ。なぜ今なのか。そして、これによって技能実習生、特定技能の方々の家族を排するということになる結果を見ると、これは無差別原則に私は反すると思えます。

ちよつと時間がないので飛ばしますけれども、国民年金のことについて、実は今回、まとめ法案で八本ありますから、同じように被扶養者は海外居住要件をつけるんですけれども、これはほとんど説明がありません。これも実は大きな論点になると思うんですね。例えば、今まで海外に居住している年金の被扶養になつていた人が突然外れてしまうわけですから、これも影響が大きいわけです。こういったことについて、まとめ法案である、東ね法案であるがゆえに、ほとんど議論されていないし、こちらにも説明がない、こういう状況は私は非常に問題だと思います。

ちよつと時間がないので、外国の方の、例えば特定技能やこれから入ってくる方、技能実習生の方というのは、基本的に年金を払っています。これの払戻しが、この前も聞きましたけれども、三年なんですよね、脱退一時金というのは。これから技能実習生とか特定技能の方々というのは三年以上いるのに、この掛けた金額は戻ってこないんですよ。つまり、家族の被扶養というのはもう来年からだめだよと言っているのに、じゃ、こうやって掛けた年金は来年の四月から返ってくるのかといったら、返ってこないの、これは余りにも不平等だと思います。なので、この対策もしっかりとるべきだということを指摘しておきます。

同じく、関連してですけども、外国人材の受

入れ・共生の総合策の九十三のところ、社会保険の加入義務違反のことについてちよつと確認をしておきます。

例えば、国民年金と国民健康保険に対して滞納した場合、これは在留資格を剥奪するんだということを書かれているわけですけども、例えばその原因が雇用主の法令違反だったというときに、仕方がなく国民年金や国民健康保険に入っていた、それで滞納になった、こういう場合でも、こういう原因によつても在留資格を今度認めないということになるのかということについてお聞きしたいと思います。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

まず、特定技能外国人が社会保険制度上の義務を履行せず、国民健康保険料を滞納していることが判明したときは、直ちに在留資格の変更や在留期間の更新を認めない処分を行うわけではなく、まずは地方出入国在留管理局において当該外国人に義務を履行するよう指導することになります。また、お尋ねのように、雇用主の法令違反等があったような場合でございますが、特定技能外国人が本人の責めによらない理由により国民健康保険料を滞納してしまった場合には、係る事情を勘案して適切に在留期間更新許可の許否判断を行うこととなります。

○尾辻委員 こうやって、雇用主の方が加入義務違反のときはこういう原則ではないと思えますので、この辺はしっかりと運用していただきたいと思えますし、本来であれば、労働者本人がしっかりと社会保険の加入を個人で申請できるようにする

のが一番いいんじゃないかなというふうに思います。

今回の扶養のことについて、被扶養の海外居住要件について聞かせていただきましたけれども、本来であれば、誰を扶養にするのかということについてはもう少し大きな社会保障の観点で考えなければいけなくて、ここで居住要件だけやって外すというような話ではないということは強く申し上げておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。